

# 社会福祉法人方光会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人方光会役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給について定めることを目的とする。

## (役員)

第2条 前条に規定する役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事長
- (2) 理事・監事
- (3) 評議員
- (4) その他理事長が必要と認めた者

## (報酬及び費用弁償の額)

第3条 前条に規定する役員等の報酬及び費用弁償の額は次の通りとし、理事会、会計調査・会計監査、評議員会及び苦情解決第三者委員会に出席又は書面による議決をした場合に支給する。

理事長	報酬(年額) 1,200,000円 (月額100,000円)	理事長の報酬の支給にあたっては、理事長は、週2回以上の出勤を原則とする。(関係機関及び団体等の諸会議や行事への出席を含む。)
-----	--------------------------------------	--

役職名	報酬	車賃	備考
監事	20,000円	1kmあたり37円	方光会監査
理事・監事 評議員 (理事長含む)	5,000円		理事会 評議員会
第三者委員	3,000円		
その他理事長が必要 と認めた者	3,000円		

但し、往復で2km以上の者について適用する。

## (旅費)

第4条 役員等の旅費については、本会職員旅費規程に準じて実費を支給する。

附則 (平成14年4月1日制定)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 (平成14年12月20日改正)

この規程は、平成14年12月20日から施行する。

附則 (平成15年3月28日改正)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 19 日改正)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 9 月 30 日改正)

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 2 月 18 日改正)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 20 日改正)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 23 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 10 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和元年 6 月 13 日改正)

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 1 日改正)

この規程は、令和 4 年 3 月 23 日から適用する。